

クマ等対策【放任果樹伐採事業補助金】 ～集落内の未利用果樹の伐採費用を補助します～

未利用となった柿や栗等の果樹を伐採し、クマ等を寄せ付けないようにしましょう

【事業の概要】

住宅付近及び山と隣接する地域内に、柿や栗などの果樹が放置又は収穫されないでいると、そこに餌を求めてクマなどが出没するようになります。

「木が大きすぎて管理できない」、「管理する人がいない」などの理由で未利用となった果樹は、クマなどの出没を誘引することとなり早期に伐採することが求められますので、その伐採に伴う経費の一部を補助します。

**申請前に職員が現地確認し、手続きの案内をしますので、
まずは農林水産課（農林係）にご相談ください。**

【放任果樹とは】

柿や栗などの果実を放置又は収穫していない果樹のことを言います。

これらは、鳥獣に食べられても「被害」と感じない果樹等ですが格好の餌であり、放任果樹が集落内に存在すると、クマなどを引き寄せる原因（誘因）となります。集落の中に食べ物があると学習した鳥獣は、集落自体を餌場と認識するようになります。安全な集落環境を確保するためにも放任果樹は伐採し、食用とする果樹は早めに収穫するなど適切な管理が望まれます。

【補助の内容】

◇申請できる方（補助対象者）

放任果樹が存在する集落、地区などの団体

◇補助の対象となる経費

- ・業者に委託した伐採費など（玉切り、集積を含む）
- ・チェーンソーの借り上げ料、燃料費等

※伐採後の搬出等処分経費、山林・果樹園での伐採、枯死木は対象外とする。

◇補助金額

- ・補助対象経費の2分の1以内（放任果樹1本あたりの対象経費上限5万円）
- ・小規模集落等は軽減措置の対象となります。

（30世帯以下：1/2軽減→3/4補助、高齢化率50%以上：1/2軽減→3/4補助

2項目該当：1/4軽減→7/8補助）

受付期間

5/1～12/31

よくあるご質問 (Q&A)

質 問	回 答
1 個人でも申請できますか？	この事業は安全な集落環境を集落自ら考えていただくことが目的ですので、個人ではなく集落等で申請をお願いします。
2 事前に伐採した場合も対象になりますか？	町が補助金の交付決定を行う前に実施したものは対象外となります。
3 補助の上限はありますか？	放任果樹1本あたり対象経費5万円、補助金2万5千円が上限となります（補助率1/2、小規模集落等に対する軽減措置あり）。ただし、予算の範囲内とします。
4 伐採の単価は決まっていますか？	地形や隣接する構築物等の状況により一律の基準単価は出せないため、業者の見積書等を参考にしてください。
5 どのような業者に委託すればよいですか？	町内のシルバー人材センター、造園業者、建設業者など安全に樹木を伐採できる業者を選定してください。
6 集落等が自前で伐採する場合の経費は補助対象となりますか？	自前で伐採する場合の人件費は対象となりませんが、チェーンソーの借り上げ料、燃料費等は補助対象となります。
7 所有者が集落にいない場合や空き家の土地に放任果樹がある場合はどうすればよいですか？	集落等が所有者に対して伐採の必要性について説明していただき、必ず同意を得てください。
8 放任果樹の所有者が不明の場合はどうすればよいですか？	伐採に係るトラブル等が無いよう、集落等の責任の下で実施してください。
9 伐採木の処分費用は経費に含まれますか？	土地所有者の敷地内、集落等の管理地内への存置を基本としますので、対象経費には含まれません。撤去、処分する場合は集落等の経費負担で行ってください。
10 食用として果樹を残したい場合はどうしたらよいですか？	所有者の責任において、収穫できる高さに剪定し、幹にトタン等を巻いてクマ等が登れないようにするなどの管理をお願いします。

【問い合わせ先】

岩美町役場 農林水産課 農林係
電話番号：73-1562